

小規模保育事業(B型)(保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				処遇改善等加算Ⅰ				管理者設置加算						
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		処遇改善等加算Ⅰ ⑧						
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥		(注) ⑦		(注) ⑦								
10/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児	139,490	(196,510)	134,860	(191,880)	+	1,290	(1,860)	×加算率	1,240	(1,810)	×加算率	+	35,230	+	350 × 加算率
			乳児	196,510		191,880		+	1,860 × 加算率		1,810 × 加算率							
	13人から 19人まで	3号	1、2歳児	112,870	(169,890)	109,940	(166,960)	+	1,020	(1,590)	×加算率	990	(1,560)	×加算率	+	22,250	+	220 × 加算率
			乳児	169,890		166,960		+	1,590 × 加算率		1,560 × 加算率							

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育士比率向上加算				障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算				
				(注)	⑨	(注)	⑩	(注)	(注)	(注)	(注)	
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 +	10,470	(17,450)	+ 100	(170) × 加算率	+	114,040	(57,020)	+ 1,140	(570) × 加算率
			乳児 +	17,450		+ 170	× 加算率	+	57,020		+ 570	× 加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 +	9,250	(16,230)	+ 100	(170) × 加算率	+	114,040	(57,020)	+ 1,140	(570) × 加算率
			乳児 +	16,230		+ 170	× 加算率	+	57,020		+ 570	× 加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	賃借料加算		運携施設を 設定しない 場合 ⑮	食事の搬入につ いて自園調理又 は運携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑯	常態的に土曜日 に閉所する場合 ⑰	定員を恒常的に 超過する場合 ⑱	
				加算額 標準	都市部					
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	a地域	19,300	21,500	2,050	$(⑥+⑦+⑱) \times 12/100$	$(⑥+⑦+⑱+⑲) \times 11/100$	$(⑥\sim⑱) \times 81/100$
			b地域	10,600	11,800					
			c地域	9,300	10,300					
			d地域	8,300	9,200					
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	a地域	24,500	27,300	1,290	$(⑥+⑦+⑱) \times 11/100$	$(⑥+⑦+⑱+⑲) \times 11/100$	<small>(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数</small> 20人～30人 ##### 31人～40人 ##### 41人～ #####
			b地域	13,500	15,000					
			c地域	11,800	13,100					
			d地域	10,500	11,700					

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑱	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,730 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,090 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める												
冷暖房費加算	⑳	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,650</td> <td>4 級 地</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>1,480</td> <td>そ の 他 地 域</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,460</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	3 級 地	1,460			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
1 級 地	1,650	4 級 地	1,150												
2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110												
3 級 地	1,460														
除雪費加算	㉑	5,860	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
降灰除去費加算	㉒	145,470 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
施設機能強化推進費加算	㉓	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
栄養管理加算	㉔	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
第三者評価受審加算	㉕	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整